

令和2年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに行っており、令和2年国勢調査はその21回目に当たり、実施100年の節目となる調査です。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和2年国勢調査は大規模調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容を見ると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年及び令和2年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年及び27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査を実施しています。

調査の期日

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施しました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・ 国勢調査令（昭和55年政令第98号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- ① 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、以下①、②を除く、本邦内に常住している全ての者について行いました。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

《注意点》

次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- イ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に寄港せず調査後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、合計19項目について調査しました。

報告者負担の軽減等の観点から、「住宅の床面積」の調査事項は廃止しました。

(世帯員に関する事項)

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 氏名 | (2) 男女の別 |
| (3) 出生の年月 | (4) 世帯主との続き柄 |
| (5) 配偶の関係 | (6) 国籍 |
| (7) 現在の住居における居住期間 | (8) 5年前の住居の所在地 |
| (9) 在学、卒業等教育の状況 | (10) 就業状態 |
| (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業) | (12) 仕事の種類(職業) |
| (13) 従業上の地位 | (14) 従業地又は通学地 |
| (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段 | |

(世帯に関する事項)

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (2) 世帯員の数 |
| (3) 住居の種類 | (4) 住宅の建て方 |

調査の方法

(1) 調査票

調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りが可能で、1枚に4名分記入できる連記表のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』(27言語)及び施設等補助電子調査票を使用しました。

(2) 調査区設定

調査の実施に先立ち、令和元年10月1日現在で、令和2年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定している基本単位区を基に構成しています。

(3) 調査の流れ

令和2年国勢調査は、総務省(統計局)―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国勢調査員―世帯の流れにより行いました。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者(マンション管理会社等)に業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市区町村が当該事業者(マンション管理会社等)に委託して実施することができるものとししました。

(4) 調査票の配布等

令和2年国勢調査は、令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施しました。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとしました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査しました。

集計及び結果の公表


国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、集計します。

調査結果は集計が完了した後、インターネットを利用する方法等により公表します。

なお、原則として、全ての統計表を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載します。

参考2 令和2年国勢調査調査票

秘 基幹統計調査



国勢調査調査票

政府統計

国勢調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

令和2年10月1日

総務省統計局

世帯について
(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数
・ふだん住んでいる人
全員の人数を書いてください

総数 人 男 人 女 人

2 住居の種類

持家 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 都市再生機構等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の独身寮・宿舍 その他

記入は黒の鉛筆で
数字は右づめに

数字の記入例
たて線1本 すきまをあける とじる
はねない 上にうきぬける 角をつける

○黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○数字を記入する場合は、わくの中に右づめで書いてください。

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)

氏名及び男女の別	1 (氏名)	2 (氏名)	3 (氏名)
・ふだん住んでいる人を もれなく書いてください	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	男 女	男 女	男 女
	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
4 世帯主との続き柄 ・世帯主の配偶者(妻又は夫)の 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父母・兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は孫に兄弟姉妹の 配偶者は兄弟姉妹に含めます	世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母	世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母	世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母 世帯主又は子の世帯主の配偶者の父母
	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
5 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入した うえで年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は西暦年 の4桁を書いてください	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
6 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください	未婚(幼児などを 含む) 配偶者あり 死別 離別	未婚(幼児などを 含む) 配偶者あり 死別 離別	未婚(幼児などを 含む) 配偶者あり 死別 離別
	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
7 国籍 ・国籍を記入し、外国の場合は氏名も書いてください	日本 外国 (氏名) <input type="text"/>	日本 外国 (氏名) <input type="text"/>	日本 外国 (氏名) <input type="text"/>
8 現在の場所に 住んでいる期間 ・生まれてから引き続き現在の場所 に住んでいる場合は出生時から のみに記入してください	出生時から 出生時から以外 生時 年 5年 10年 20年 から 未 未 未 未 以上 未 未 未 未 以上 ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ	出生時から 出生時から以外 生時 年 5年 10年 20年 から 未 未 未 未 以上 未 未 未 未 以上 ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ	出生時から 出生時から以外 生時 年 5年 10年 20年 から 未 未 未 未 以上 未 未 未 未 以上 ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ
9 5年前(平成27年10月1日) にはどこに住んでいましたか ・平成27年10月1日より後に生まれた 人については出生後にふだん住んで いた場所を記入してください ・5年前に同じ市内の他の区 に住んでいた場合は他の区・ 市町村に記入してください (東京都区部と政令指定 都市の場合は区名まで)	現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他区・市町村 外国 住んでいた場所を記入 (左づめで記入)	現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他区・市町村 外国 住んでいた場所を記入 (左づめで記入)	現在と同じ場所 同じ区・市町村内の他の場所 他区・市町村 外国 住んでいた場所を記入 (左づめで記入)
電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします)	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>	<input style="width: 100%;" type="text"/>

ウラ側(第2面)も記入してください

調査員記入欄

世帯の種類
一人世帯(一人世帯会社等)の
独身寮の入居者を含む 学校の寮・
寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所
の入居者 老人ホーム等
の社会施設の入居者 その他

市区町村コード 調査区番号 世帯番号

住宅の種類
一戸建 長屋建(テラスのなをき) 共同住宅(アパート・マンション等) その他
建物全体の階数 階 この世帯の住宅がある階 階

事務使用欄
この世帯の調査票のうちの 枚目

第1面

世一3

10 教育 ・現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ・在学中の人はその学校について 卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください ・専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください	1 在学中 卒業 未就学 小 学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 認定こども園 短大・高専 大学 大 学 大学院 乳児・その他	2 在学中 卒業 未就学 小 学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 認定こども園 短大・高専 大学 大 学 大学院 乳児・その他	3 在学中 卒業 未就学 小 学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 認定こども園 短大・高専 大学 大 学 大学院 乳児・その他	4 在学中 卒業 未就学 小 学 幼稚園 中 学 保育園・保育所 高校・旧中 認定こども園 短大・高専 大学 大 学 大学院 乳児・その他
	9月24日から30日 までの1週間の仕事をしましたか 仕事とは収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます 通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます 幼稚園又は保育所などに通っている場合は その他に記入してください			
	就業率・通学者について (1欄で仕事を休んでいたに記入した人は2~16欄にその休んでいた仕事について記入してください)			
	12 従業地又は通学地 仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について記入してください ・同じ市内の他の区に通学・通学している場合は 他の区・市町村に記入してください ・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください (東京都部と政令指定都市)の場合は区名まで			
13 従業地又は通学地 までの利用交通手段 ・二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください				
就業率について (1欄で通学に記入した人は4~16欄には記入の必要はありません)				
14 勤め先・自営かの別 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます ・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます ・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます				
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容 ・仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください (官公庁は課名まで) ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください				
16 本人の仕事の内容 ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください				

この調査票は機械にかけますので活字をいびくべからず

ご記入ありがとうございました